

統計表利用上の注意

1. 平均価格について

- (1) この調査は、商品の価格及びサービス料金の月々の変動を都市ごとに捉えることを主目的とするものである。このため、毎月同一の店舗において、同一の銘柄（基本銘柄）を調査している。しかし、品目によっては、その都市の出回り状況に応じて調査する銘柄が異なる場合（市町村銘柄[※]が設定された場合）もあるため、第1表の都市別価格は、そのまま地域格差を示すものではないので、注意が必要である。

※ 気候風土、食文化の違いや専ら地元の特産物等によりその市町村特有の銘柄が消費される場合又は新商品の出回りが地方ごとに異なる場合は、品質、規格、容量などが基本銘柄に最も近く、かつ出回りが多く、継続的に調査ができる商品を市町村ごとに設定したもの

- (2) 月別又は旬別の平均価格は、単純算術平均（旬別調査品目の月平均価格は各旬別平均価格の単純算術平均）によるものである。

ただし、幼稚園保育料、大学授業料等の平均価格は、調査学校（園）数が複数校の場合、各校の授業料をそれぞれの生徒（園児）数をウェイトとして加重平均することにより算出している。また、宿泊料の全国平均価格は、調査市町村別に単純平均した後、それぞれの宿泊者数をウェイトとして加重平均することにより算出している。

- (3) 年平均価格については、平成24年1月から12月までの月別価格（単位未満の数値を含む。）を単純算術平均して算出した。年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄で平均価格を算出した。また、市町村銘柄を設定した場合は、より長期間調査した銘柄について年平均価格を算出した。ただし、異なる銘柄の調査月数が同数の場合は、年末に近い銘柄について年平均価格を算出した。なお、原則として、銘柄を改正していない場合で、調査した月数が調査期間の半数に満たない場合は、年平均価格を表章していない。
- (4) 各表の価格は、単純算術平均の結果を金額に応じて、銭未満又は円未満で四捨五入している。
- (5) 価格は、消費税込みの調査価格によるものである。

2. 記号について

- (1) … 当該市町村で調査を行わないもの又は調査期間でないため調査を行わないもの
- (2) - 調査銘柄の出回りがなかったため又は調査した月数が調査期間の半数に満たないため年平均価格を算出しなかったもの

3. 品目・銘柄について

- (1) 第1表の「銘柄」欄が空白の品目については、特に銘柄を指定していない。
- (2) 掲載されている価格が市町村銘柄の価格である場合、当該価格の前にアルファベット又は数字を付している。ただし、第1表において、1年を通して市町村銘柄の価格である場合、当該市町村名の後にアルファベット又は数字を付している。また、市町村銘柄については脚注に基本銘柄と異なる点を注記している。
- (3) 第4表には、全国的にみて価格が統一されている品目のほか、利用者が広域に及ぶ品目を掲載している。